

○小牧市空家等対策協議会運営規程

令和4年9月27日

(趣旨)

第1条 この規程は、小牧市空家等対策協議会条例（平成31年小牧市条例第4号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、小牧市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の運営に関する事項を定めるものとする。

(会長の互選)

第2条 条例第5条に規定する互選は、無記名投票で行い、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。

2 当選人を定めるにあたり、得票数が同じであるときは、くじで定める。

3 協議会は、委員中に異議がないときは、第1項の互選を、指名推選の方法を用いることができる。

(会議の招集)

第3条 会長は、協議会の会議を招集しようとするときは、招集の期日の3日前までに、あらかじめ議事、日時及び場所を各委員に通知しなければならない。

(委員の代理)

第4条 会長を除く委員がやむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理の者が議事に参与し、決議の数に加わることができる。

(会議の公開)

第5条 協議会の会議は、これを公開するものとする。ただし、協議会が非公開する旨を議決した場合は、この限りでない。

(会議の傍聴)

第6条 会議の傍聴の受付は、協議会開催場所にて先着順で行うものとする。

2 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴者」という。）は、会議の開催予定時刻までに協議会開催場所に入室しなければならない。

3 傍聴者の定員は、10人とする。

4 傍聴者は、会議を傍聴するときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により可否を表明しないこと。

(2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。

(3) 飲食又は喫煙を行わないこと。

(4) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(5) その他会議の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

5 傍聴者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに退場しなければならない。

(1) 傍聴者が前項の規定に違反し、会長が退場を命じたとき。

(2) 前条の規定により、会議を非公開としたとき。

(議事の説明者)

第7条 会長は、議事に関係のある市の職員を会議に出席させ、議事について説明させることができる。

(議事録)

第8条 協議会の会議については、議事録を作成するものとする。

2 公開した会議の議事録は、小牧市情報公開条例（平成12年小牧市条例第39号）第7条各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）が記録されているものを除き、その写しを市民の閲覧に供するものとする。

3 非公開とした会議の議事録に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分の議事録の公開について、当該会議で決定した場合に限り、その写しを市民の閲覧に供することができるものとする。

(雑則)

第9条 この規程に定めのない事項については、会長が定める。

附 則

この規程は、令和4年9月27日から施行する。